

アジア文化研究所出版物掲載論文等利用許諾基準

	著者本人が複製、転載を希望する場合	第三者が複製、転載を希望する場合
印刷媒体での複製、転載等	1. 以下の条件を満たせば、アジア文化研究所（以下、研究所）の許諾なしに複製、転載することができる。（1）版面をそのまま使用しない。（2）出典を明示する。この条件を満たさない場合は、研究所の許諾を得る必要がある。	研究所の許諾を要する。所長あてに許諾を求める文書を提出する。 A：当該論文等の著者（ないしその遺族）の所在が分かる場合：著者（ないし遺族）の許諾があることを確認し、転載が適当であるかどうか判断し、許否を決する。ただし、当該著者の許諾があっても、版面を利用しての出版は原則として許されないものとする。 B：当該論文等の著者（ないしその遺族）の所在が不明の場合：研究所が許諾の判断を行う。ただし、版面を利用しての出版は原則として許されないものとする。
	2. 『上智アジア学』に関しては、研究所が贈呈した著者の抜刷を、研究所の許諾なしに複製、配布できる。	
	3. 所属機関、助成金支給を受けた機関への報告書に転載、あるいは添付することができる。その場合、出典を明記することを条件として、版面利用も許される。	
電子媒体での複製、転載等	A: 研究所が本学の機関リポジトリで電子版を公開している論文等について： 自己の所有するサーバー、もしくは所属機関の運営するサーバーに、機関リポジトリ等の電子媒体を用いて公表する際には、以下の条件を満たせば、研究所の許諾なしに使用できる。（1）研究所が電子媒体で公表しているフルテキスト（版面pdfファイル）へのリンクを張る。（2）出典を明示する。（3）研究所が著作権者であることを明示する。（4）掲載時期は、研究所の電子媒体フルテキスト公表時期より早くてはならない。これ以外の場合には、研究所の許諾を要する。 B: 研究所が本学機関リポジトリで電子版を公開していない論文等について： 研究所の許諾を要する。所長あてに許諾を求める文書を提出する。	研究所の許諾を要する。所長あてに許諾を求める文書を提出する。